

地方行政委員會議録第八号

昭和三十一年二月十七日(金曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

- 委員長 大矢 省三君
- 委員 櫻井 奎夫君
- 委員 龜山 孝一君
- 委員 永田 亮一君
- 委員 北山 愛郎君
- 委員 青木 正君
- 委員 川崎末五郎君
- 委員 櫻内 義雄君
- 委員 灘尾 弘吉君
- 委員 森 清君
- 委員 川村 継義君
- 委員 省三君
- 委員 鈴木 直人君
- 委員 吉田 重延君
- 委員 唐澤 俊樹君
- 委員 茂男君
- 委員 渡海元三郎君
- 委員 丹羽 兵助君
- 委員 加賀田 進君
- 委員 五島 虎雄君

櫻井 奎夫君 門司 亮君
出席國務大臣 太田 正孝君

出席政府委員 小林與三次君

總理府事務官(自治庁行政部長) 後藤 博君

總理府事務官(自治庁財政部長) 後藤 博君

委員外の出席者 専門員 円地与四松君

二月十五日
地方交付税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第五〇号)

同月十六日
国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第五二号)

同月十五日
公衆浴場業に対する事業税軽減に關

する請願(龜山孝一君紹介)(第六〇八号)

同(丹羽兵助君紹介)(第六六九号)
同(渡海元三郎君紹介)(第六七〇号)
公衆浴場業に対する固定資産税軽減に關する請願(龜山孝一君紹介)(第六〇八号)

六〇九号)

同(丹羽兵助君紹介)(第六七一七号)

同(渡海元三郎君紹介)(第六七二七号)

公給領収証の交付制度廃止に關する請願(中村三之丞君紹介)(第六一〇号)

消防法の一部改正に關する請願(権能三郎君紹介)(第六二二七号)

公衆浴場業規制の市委議反対に關する請願(丹羽兵助君紹介)(第六七三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第五〇号)

昭和三十一年度地方財政計画に關する件

○大矢委員長 これより會議を開きます。

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題として、提案理由の説明を聴取いたします。太田國務大臣。

地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第七号中「地方債」を削る。
第六条中「百分の二十二」を「百分の二十五」に改める。
第十二条第一項の表を次のように改める。

地方交付税法の改正する法律案	地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第七号中「地方債」を削る。	第二条第七号中「地方債」を削る。
第六条中「百分の二十二」を「百分の二十五」に改める。	第六条中「百分の二十二」を「百分の二十五」に改める。
第十二条第一項の表を次のように改める。	第十二条第一項の表を次のように改める。

地方交付税法の改正する法律案	地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第七号中「地方債」を削る。	第二条第七号中「地方債」を削る。
第六条中「百分の二十二」を「百分の二十五」に改める。	第六条中「百分の二十二」を「百分の二十五」に改める。
第十二条第一項の表を次のように改める。	第十二条第一項の表を次のように改める。

市町村		道府県税の税額	
七 災害復旧費	1 徴税費 2 その他の諸費	道府県税の税額 人口	千円につき 一人につき 一円につき
一 消防費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
二 土木費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
1 道路費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
2 橋りよう費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
3 港湾費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
4 都市計画費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
5 その他の土木費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
三 教育費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
1 小学校費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
2 中学校費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
3 高等学校費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
4 その他の教育費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
四 厚生労働費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
1 社会福祉費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
2 衛生費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
3 労働費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
五 産業経済費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
六 その他の行政費	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき 一人につき
1 徴税費	道府県税の税額	道府県税の税額	千円につき 一人につき
2 戸籍住民登録費	道府県税の税額	道府県税の税額	千円につき 一人につき
3 その他の諸費	道府県税の税額	道府県税の税額	千円につき 一人につき

七 災害復旧費

災害復旧事業費の
財源に充てた地方
債の元利償還金
一円につき
九五

第十三条第三項第三号中「市町村」を「地方団体」に改め、同条第四項第三号を次のように改める。

三 前項第三号の補正は、当該行政に要する経費の測定単位当りの額が、道府県にあっては道府県の態容又は道府県の区域内の市町村の態容に依り、市町村にあっては市町村の態容に依り、それぞれ制高となり又は制安となるものについて行ふものとし、当該補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定するものとする。この場合において、道府県についてイ及びロに規定する算定をあわせて行ふときは、ロにより算定した数値にイにより算定した数値から一を控除した数値を加算するものとする。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、投資的経費に係る行政水準の標準化に必要な行政の質及び量の差に基き、投資的経費の制高となる度合について、経済構造、人口一人当りの所得その他総理府令で定める指標により測定した総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、その制高となり又は制安となる行政の質及び量の差又は行政機能等の差の事由ごとに市町村の種類に依り、その制高となり又は制安となる度合を基礎として総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。

第十四条第一項中「及び当該道府県の入場譲与税の収入見込額」を、「当該道府県の入場譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第十六条第一項の国有資産等所在道府県交付金（以下「道府県交付金」という。）及び同条第二項の公有資産所在道府県納付金（以下「道府県納付金」という。）の収入見込額」に改め、「当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額」の下に「並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）及び同条第二項の公有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）の収入見込額の合算額」を加え、同条第二項中「百分の七十に相当する率とする。」を「百分の七十に相当する率とし、同項の基準率は、道府県交付金及び都道府県納付金にあっては国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第三条第一項に規定する率の百分の八十に相当する率、市町村交付金及び市町村納付金にあっては同法同条同項に規定する率の百分の七十に相当する率（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第二号の国有林野に係る土地に対する市町村交付金については、百分の七十に総理府令で定める率を乗じて得た率）とする。」に改める。

第十四条第三項中「中欄に掲げる税目」を「中欄に掲げる収入の項目」に改め、同項の表中

地方団体の種類	税目	基準税額の算定の基礎	地方団体の種類	収入の項目	基準
				十一 入場譲与税	官報で公示され

準税額等の算定の基礎 に、同表道府県の項中

た最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による当該道府県の入口

十一 入場譲与税

入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二号）第二条の規定によつて算定した額

十二 都道府県交付金及び都道府県納付金

当該道府県の区域内における国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条に規定する大規模の償却資産で同法第十六条第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額の合計額から同法第五条の規定により市町村に交付されるべき当該大規模の償却資産に係る交付金算定標準額を控除した額及び同法第十六条第二項の規定により当該道府県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額の合計額から同法第五条の規定により市町村に納付されるべき当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額を控除した額

改め、同表市町村の項中

八 入湯税

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項の旅館で温泉浴場を持つもの又は温泉浴場を持つものの客室の畳数
用するものの客室の畳数

八 入湯税

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項のホテル及び同法同条第三項の旅館で温泉浴場を持つもの又は温泉浴場を利用するものの客室の畳数

九 市町村交付金及び市町村納付金

(1) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第六条若しくは第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格
(2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第一条第二号の公社が所有する固定資産に係るもの
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第十一条第一項の規定により自治庁長官が配分して通知した当該固定資産の価格

改める。

第十六条第一項の表中 九月及び十一月

当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額のそれぞれ二分の一に相当する額

九月	当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額
十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額から四月、六月及び九月に交付した普通交付税の額を控除した額

本則に次の一条を加える。
（端数計算）

第二十二條 毎年度分として交付すべき交付税の總額又は各地方団体に對して交付すべき交付税の額を算定する場合及び各地方団体に對して交付税を交付する場合において、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和三十一年度及び昭和三十一年度分限り、改正後の第十四条第二項中「市町村交付金及び市町村納付金にあつては同法同条同項に規定する率の百分の七十」とあるのは、「市町村交付金及び市町村納付金のうち同法第二条第一項第一号の固定資産に係るものにあつては百分の七十、その他の固定資産に係るものにあつては同法第三条第一項に規定する率の百分の七十」と読み替へるものとし、同条第三項の表市町村の項中

九 市町村交付金及び市町村納付金

(1) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第六条若しくは第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格
(2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第一条第二号の公社が所有する固定資産に係るもの
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第十一条第一項の規定により自治庁長官が配分して通知した当該固定資産の価格

九 市町村交付金及び市町村納付金

- (1) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一号に掲げる固定資産に係るもの
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第三項又は第五項の規定により市町村ごとの使用料等の合算額に基いて算定した市町村交付金となるべき額
- (2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第二号及び第三号に掲げる固定資産に係るもの
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第六条若しくは第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格
- (3) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第一条第二号の公社が所有する固定資産に係るもの
当該固定資産に係る市町村納付金の納付金算定標準額となるべき額

とあるのは、

と読み替えるものとする。

○太田国務大臣 たいだいま提案いたしました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして、簡単に御説明申し上げます。

御承知の通り、昭和三十一年度地方財政計画の策定につきまして、今後地方財政に赤字の発生を見ないよう、その合理化をはかることを根本方針といたしたのでございますが、その前提となる地方行政制度改正の一環といたしまして、地方交付税の所得税、法人税及び酒税の収入額に対する率を現行の百分の二十二から百分の二十五つまり三割の増率にありますが、二五%にするにとしたのでございます。これに伴いまして、地方交付税の総額の所得税、法人税及び酒税の収入額に対する率を改正する必要がありますととも

に、教育委員会の委員の公選制の廃止等地方行政制度の改正、昭和三十年度予算における国庫補助負担率の改訂、期末手当〇・二五カ月の増額等に伴って単位費用について所要の改訂を行う必要がありまると、地方債の配分の合理化とも関連し、道府県について投資的経費の財源を確保するため、新たに道府県の態容にに応じて投資的経費を割り増しする補正を行うことができるとする等、地方交付税法に所要の改正を加える必要が生じたのでございます。これがこの法律案を提出する理由でございます。

次に改正の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。第一は、交付税の総額に関する事項でございます。所得税、法人税及び酒税の収入額の百分の二十二を百分の二

十五に改めることとしたのでありま

○大矢委員長 本案に対する質疑は後日に譲りまして、本日はこの程度にとどめておきます。

○大矢委員長 次に昭和三十一年度地方財政計画に関する件を議題といたします。質疑がございますからこれを許します。北山君。

○北山委員 大臣はお忙しいようですが、なかなかお見えにならないので、この前に関連した重要な問題を一つお伺いしておきたいと思

それは今度の財政計画では、昭和三十一年度におきまして六十億の退職手当の起債を用意して、そして相当な地方公務員の退職というものを見込んでおるわけでありま

それは今度の財政計画では、昭和三十一年度におきまして六十億の退職手当の起債を用意して、そして相当な地方公務員の退職というものを見込んでおるわけでありま

それは今度の財政計画では、昭和三十一年度におきまして六十億の退職手当の起債を用意して、そして相当な地方公務員の退職というものを見込んでおるわけでありま

それは今度の財政計画では、昭和三十一年度におきまして六十億の退職手当の起債を用意して、そして相当な地方公務員の退職というものを見込んでおるわけでありま

それは今度の財政計画では、昭和三十一年度におきまして六十億の退職手当の起債を用意して、そして相当な地方公務員の退職というものを見込んでおるわけでありま

それは今度の財政計画では、昭和三十一年度におきまして六十億の退職手当の起債を用意して、そして相当な地方公務員の退職というものを見込んでおるわけでありま

○太田国務大臣 たいだいまの六十億円

の数字の基礎、及びどのくらい停年制によりまして整理する予定であるかという事は、数字のことは財政部長から御説明させて頂くしゅうごうをさせていただきます。

○北山委員 どうぞ。

○後藤政府委員 六十億のうち三十億は九千人の退職に大体見合うものと考えております。そういう計画になっておりますが、あとの三十億分は、従来財政計画で一般職員が千分の十五、それから教員が千分の二十五程度自然更新があります。つまり新陳代謝があるという計画に前からなっておりますので、その分に充てるといふふうな計画にしております。

○北山委員 停年制の実施という点についての大体の見通しというふうなもの、何もないのであるかどうか。かりに五十五才以上一般の公務員がこの停年制にかかるということになれば、現在の地方公務員の中で何人くらいがそれに該当することになるか、それがそのうち何人くらいが整理の対象になるか、という点について見通しをなれば、停年制などを実施させるような法案の提出はできないと思はれるのです。これがやはり地方財政の計画等にも関連して参りますので、重要な問題でありますから、もう少し詳しく御計画等を承りたいのであります。

○小林（與）政府委員 停年制を作り得る法律の提案を考えておりますが、具体的には御承知の通り条例にまかせておりまして、停年制をとるかからぬか必ずしもわかりません。年令をどうするかということも団体においていろいろ違うと思っております。それでご

ざいますから、あれによって当然人員がどれくらい出るかという数字の測定は、今ちょっと私どもとしてもできないのであります。ただ現在の職員の年令別構成の実態は、この前の給与実態調査の結果でわかっております。

これは年令ごとの資料を今ここに持ち合せませんが、その数字は多分あの当時配ってあるはずだと思はれますが、数字だけは幾ら以上のものが幾らおるといふことはわかっております。○北山委員 この点は地方公務員法等の改正もございまして、その際にお詳しくお伺いしたいと思はれますが、きょうはせつかく行政部長がお見えであります。大臣もお見えでありますから、そこで当面して一、二の問題を簡単に伺いしておきたいので

す。一つは現在行政管理局の管轄下において行政審議会が行政機構の審議をいたしておるわけでありまして、その中に伝えられるところでは、自治庁と建設省とを大体一本にして内政省にするというふうな案もあるやに伝えられておるわけでありまして、ところが中央の地方行政に関連する行政機構でありますから、地方制度とも密接な関連があることは当然なことであります。しかも地方制度調査会からは、たしか中央機構についてもやはり一つの提案がなされ答申が出ておるわけでありまして、ですからそれらとの関連をどうするか。中央機構でありますから、行政審議会でご答申したところに政府は従うのであるか、あるいはまたすでに地方制度調査会が出された答申に従うのであるか。あるいはまた行政審議会から出されたものをさらに地方制度調査会にかけて、そうしてその答申を求めた上

でやられるのであるか。どうもそれらの問題が簡単に考えられておるようでありまして、この点を一つお伺いしておきたい。それから北海道を特別行政区にして、これを郡県にするという案も進んでおるやに聞いておるわけでありまして、われわれとしては、この地方制度の改革という問題が、根本方針を議論されたいで、部分的にとしどし進められていくという点については、非常な関心を持っておるわけでありまして、ですから自治庁長官としては、これらの問題についてどういうお考えを持っておられるか、問題はどういうふうな処理されるのであるか、この際お示しを願いたいと思はれます。

○太田国務大臣 ごもつともな御質問かと思はれます。一方に行政審議会の方で政府の三大方針と言われる全般的な行政機構の改革を考えております。他方において地方制度の關係から、地方制度調査会の答申及び今後どうするかというお言葉もございまして、地方制度調査会が中央機構を強化しとありまして、具体的ことは出ておりませんが、またお示しの北海道の問題についてもまだきまつておりませんが、行政機構の改革そのものについては中央で今考えている案によりまして、地方制度の關係の調整をはかりつつある考えてございまして、地方の問題は地方制度調査会に諮って、今回の行政機構の改革と別にやっていく考えてございまして、すなわち中央できめたこの改革案と地方の今後の問題は別に考えていきたい、こう考えております。もちろん今度の改革が地方自治のために妨げにならないような場合にございましては、私とし

てもどうしても承知できないことでございまして、二本建と申しますか、ただいまは行政機構改革の意見を中心として考えている次第でございまして。○北山委員 しかし問題はやはり地方制度に關連する重要な中央機構の改革であります。なるほど地方制度調査会においては中央の自治關係の機關を強化しようという答申は出ておるけれども、その中に建設關係を入れるか入れないかは重大な問題でありまして、地方と国との事務配分にも關連する問題として無関心ではおれないと思はれます。この際もお考えがございまして、ならば、建設省と自治庁を一緒にして内政省を作るといふような格好は好ましいかどうか、大臣のお考えを承つておきたいのであります。

○太田国務大臣 実は新聞なりあるいは世間の声でも、ただいまお示しのよきな問題が出ております。私といたしまして、建設省を今の自治庁と一緒に持つておりましたが、ただいま踏み切つてどうしようかというところまで私には行っておりません。ただ自治体というものは非常に大きな關係を地方の土木事業に持つております。自治体は人の集まるところではない、歩く道に、川に……：。こういうふうな考えを持つてきますと、かつて内務省時代に土木局というものがあつて発展していったこの行政部面において自治体との關係というものは深く考えなければならぬと思はれます。しかし建設省關係における技術の發展あるいは技術の利用という問題になりまして、私のまだ考え足らぬ点もございまして、ただいまは言ひのがれてな

く、ほんとうに研究中と申し上げて差しつかえないと思はれます。ただし案が出ましたときには、踏切つて自分の考えもよくまとめてみたい、こう考えております。

○北山委員 今申し上げましたように、北海道の行政機構及び内政省等の問題は、地方行政、地方制度全般にわたる大きな問題でございまして、従つて、これは単に行政審議会なりあるいは行政管理局等にまかして傍観しておるといふのではなくて、私は、大臣としてはむしろ地方制度調査会等を招集いたしまして、これらとの關連について答申を求めざるべきである、こういうことを要望したいのであります。この点について大臣はどのようにお考えになりますか。

○太田国務大臣 ただいま考えておりますのは、国の機構としての行政審議会の試案が作られようとしておるのでございまして、もちろん地方制度調査会におきまして、新市町村ができましたあと府県制の問題、道州制の問題あるいは北海道の問題等全面的に突はお願いしておるわけでございます。それを待つ問題と国の機構という問題と二律的に考えていっていいんじやないか、私はそう思はれます。もちろんすでにお願ひしておるわけであり、地方制度調査会の答申も早くやつていただきたい、こう考えております。

○北山委員 少くとも北海道等の問題は府県制度なり都道府県制度の根本に觸れる問題であります。従つて一方においては、地方制度調査会の府県制度についての答申を求めており、その作業も過程にあるわけであり、そういうことをやつておるながら、その結論の出

ないままに、北海道についての特別な行政機構を考えるというようなこと、これはだれが考えても間違いであると私は思うのですが、大臣はどのようにお考えでございますか。

○太田國務大臣 地方制度調査会の方は、中央機構に關しましてはただ強化しろ、こう答申されておるのであります、ただいまの各地方別の問題につきましては、今国家の機構をどうする、ことに内閣の機構を強化する、こういうような問題とは別に考えていきたい、私はこう考えております。

○北山委員 私の伺ったのは、北海道の問題が、政府としてはあるいは正式には取り上げていないかもしれないけれども、与党の間等において、それぞれ計画が進んでおるやに聞いておるのです。これは道府県の制度につながる問題でありますから、この点につきましては少くとも地方制度調査会の答申の結果を待つてやるべきがほんとうであると思ふのですが、この点についてはっきりしたお考えを聞きたいのであります。

○太田國務大臣 北海道その他各地方の制度の改革につきましては、御指摘の通りに進めていきたいと考えております。

○北山委員 これで終ります。

○大矢委員長 ほかにありませんか。—それでは、ほかにないようですから本日はこの程度にいたして、次回は公報をもってお知らせいたします。これにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会